

被害者
急増中!!

通信販売のトラブルにご注意ください!!



即決!
入金!

通信販売は便利ですが、トラブルも少なくありません。実在する通信販売サイトを模倣した偽サイトがあったり、お金を振り込んだのに商品が届かないこともあります。利用には細心の注意が必要です。

事例 1

インターネット通販で、正規の価格より安くなっていたブランド物の財布を注文した。記載されていた業者の口座に代金を振り込んだが、その後、約2週間経っても商品は届かず業者から連絡もない。こちらから連絡しようとしても、メールアドレスも電話番号もつながらなくなっている。

事例 2

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後代引きで届いたので受け取った。1カ月後、6千円の振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはないのだが…。

だまされない ためのポイント

- 一度振り込んだお金を取り戻すことは難しいため、絶対に前払いはしない。商品確認後の入金が安全。
- 少しでも不審な点がある場合は利用しない。返品条件を必ず確認する。
- 連絡先がフリーメールアドレスだったり、振込先口座の名義が事業者名(店名)と違ったり、不自然な日本語が使われているのは、詐欺サイトの危険があるので注意する。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は各々で決められた返品ルールに従ったうえで可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。

佐賀県南西部消費者行政連携協議会

(鹿島市・嬉野市・太良町)

催眠 (SF) 商法にご用心!

「景品プレゼント」などをエサに閉め切った会場に人を集め、景品の無料配布や格安商品の販売で会場の雰囲気盛り上げておき、興奮して正常な判断ができなくなったところに非常に高額な商品売りつける商法です。



だまされないポイント

- 無料で配布される景品は、最終的に高いものを買わせるためのワナ。景品につられないようにする。
- 自由に入出りできない会場は危険。安易に入らないようにする。
- 近所で被害にあった話を聞いたり、あやしい店舗ができたときには、家族や身近な人に注意を促す。

還付金等詐欺に注意しましょう!

「国民健康保険担当のものですが…」と名乗る電話がかかってきて「医療費の控除がある」と言う。指定されたATM（現金自動預払機）に行き、携帯電話で指示されるままに操作していると、いつの間にか自分の口座からお金が引き出されていた。



だまされないポイント

- 行政機関が還付金手続きで ATM を操作させることは絶対にない。「ATM に行け」と言われたらあやしいと疑う。
- 警察や年金事務所などが電話で個人の銀行口座番号を尋ねたり、キャッシュカードの暗証番号を聞いたりすることは絶対にない。そうした個人情報は安易に人に教えない。



困ったとき、悩んだときは
**すぐに
ご相談ください!**

消費生活相談窓口などの業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町による連携協議会を運営中です。

協議会では、同一の消費生活相談員が3市町に設置する窓口を巡回しますので、複数回に及ぶ相談にもスムーズに対応することができます。

相談日	消費生活相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市役所 3階 第3会議室
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館(塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市役所 3階 第3会議室

●相談受付時間は 9:30 ~ 16:00 (12:00 ~ 13:00 は除きます)

●土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター (☎0952-24-0999) が対応します。相談時間 9:00 ~ 17:00